

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年1月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600370号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600211号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月25日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成18年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成20年12月25日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成20年12月25日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月  
② 平成20年12月

請求期間①については、厚生年金保険の記録がなく、請求期間②については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。しかし、請求期間①及び②にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、金融機関から提出された請求者に係る通常貯金預払状況調書及び同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、A社から3万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、3万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

また、請求期間①に係る賞与の支払年月日については、上述の通常貯金預払状況調書により、平成 18 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは平成 18 年 12 月 25 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、金融機関から提出された請求者に係る通常貯金預払状況調書及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、A社から4万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、4万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

また、請求期間②に係る賞与の支払年月日については、上述の通常貯金預払状況調書により、平成 20 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 12 月 25 日の賞与に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出していることから、社会保険事務所は、請求者の当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600366号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600212号

## 第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日から昭和54年10月1日に訂正し、昭和54年9月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和54年3月26日にA社に入社して、同日から新入社員研修のため、同社B工場に勤務した後、昭和54年10月1日から同社(本社)に異動した。請求期間も継続して勤めたが、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及び給料明細書、雇用保険の記録並びにA社の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(昭和54年10月1日に同社B工場から同社(本社)に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書及び給料明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤っ

て提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600229号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600213号

## 第1 結論

請求者のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年1月1日、喪失年月日を昭和20年8月29日に訂正し、昭和20年1月から同年7月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和20年1月1日から同年8月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正4年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年4月1日から昭和20年8月31日まで

私は、昭和16年11月からA社C製作所(昭和\*年\*月に、隣接する同社D製作所と合併し同社E製作所となる。)で勤務しており、昭和\*年に同社C製作所が空襲に遭ったため、同社B製作所へ転勤となった。請求期間について厚生年金保険の被保険者であったので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社で勤務していた事実が確認できる事情として、請求者の妻が同社の病院で看護師をしており職場結婚したこと、戸籍謄本で確認できる長女及び次女の出生地は同社の社宅であったこと、請求者の当時の写真では同社の社章が記されたバッジを着けていることを主張し、訂正請求を行っているところ、同社に係る文献及び資料、同社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者の証言等から、請求者の主張内容には信ぴょう性があり、請求者は、請求期間のうち、少なくとも昭和17年11月から昭和20年8月頃までは、同社(同社E製作所から同社B製作所へ転勤)で勤務していたことが推認できる。

また、請求者は、詳細な時期は記憶していないものの、昭和\*年にA社E製作所が空襲に遭ったことから、同社B製作所へ転勤となったとしているところ、i) 上述のとおり、請求者の同社での勤務に係る主張内容には信ぴょう性があること、

ii) 文献によると、空襲は、昭和\*年\*月\*日から始まり、その後、同年中には\*月\*日及び\*月\*日であったことが確認できることから、請求者は、遅くとも昭和 20 年 1 月 1 日には同社 B 製作所で勤務していたものと推認される。

さらに、日本年金機構 F 事務センターは、A 社 B 製作所の被保険者名簿は、戦災により全て焼失している旨回答しており、請求者に係る被保険者記録について確認できない。

加えて、A 社 B 製作所に係る復元された健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる最後の資格喪失年月日は、昭和 20 年 8 月 29 日である。

以上の事実を前提にすると、A 社 B 製作所に係る厚生年金保険の事実を則した記録がないことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の中で、請求者及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本訂正請求を見るに、請求者が昭和 20 年 1 月から同年 8 月まで、A 社 B 製作所に継続勤務した事実が推認できること、同社 B 製作所に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、請求者の、同社 B 製作所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 20 年 1 月 1 日、資格喪失日は昭和 20 年 8 月 29 日とすることが妥当であると判断する。

また、昭和 20 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和 17 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）による保険料徴収までの施行準備期間であることから、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

また、請求期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から昭和 19 年 10 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であるものの、同法では非事務系の男子労働者のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているが、請求者は、A 社 C 製作所において、現場への工具貸出の管理をする仕事をしていたとしており、事務系の労働者であったと考えられることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

さらに、請求期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 1 月 1 日までの期間については、昭和 19 年 10 月に労働者年金保険法は厚生年金保険法に名称変更され、併せて適用範囲が一般事務職である男子労働者や女子労働者に拡大された後の期間である。しかし、A 社 E 製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該制度改正後に資格取得したと考えられる被保険者の中に請求

者の氏名は見当たらず、当該被保険者のうち連絡の取れる者に照会したものの、当該期間の保険料控除に係る証言は得られなかった上、A社の後身として現存するG社は、法人格が違うためA社に係る人事記録等は管理していない旨の回答をしており、当該期間に係る保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和17年6月1日から昭和20年1月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち昭和17年6月1日から昭和20年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600361号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600214号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月15日は23万2,000円、平成18年12月15日は17万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年12月15日

請求期間①及び②について、A社より賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、複数の同僚から提出された給与支給明細書(2005年1月分から12月分まで、2005年7月分賞与、2005年12月分賞与)及び請求者が所持する平成17年分給与所得の源泉徴収票(以下「賞与関連資料」という。)から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

また、請求期間①に係る標準賞与額については、賞与関連資料から推認できる厚生年金保険料控除額から、23万2,000円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者が所持する給与支給明細書(2006年12月分賞与)により、A社から18万円の賞与が支払われ、標準賞与額17万5,000円に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、請求者が所持する給与支給明細書（2006年12月分賞与）の厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600385号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600215号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年7月から同年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から38万円、平成7年10月から平成8年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から41万円とする。

平成7年7月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、9万8,000円から36万円とする。

平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年7月1日から平成9年5月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、給料の支給額と異なっている。

請求期間の給料明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から同年9月までは38万円、平成7年10月及び同年11月は41万円と記録されていたところ、平成7年12月18日付けで平成7年10月1日の定時決定を取り消した上、平成7年7月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正され、平成7年10月の定時決定についても9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある者22人についても、請求者と同様に平成7年12月18日付けで平成7年10月1日の定時決定を取り消し、平成7年7月1日に遡及して標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

さらに、請求者の所持する給料明細書によれば、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額である9万8,000円を超える標準報酬月額44万円に見合う給与（45万円）が支給されていることが認められる。

加えて、請求期間にA社において給料計算及び社会保険事務を担当していた同社の事業主の妻は、当時保険料を滞納していたため従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、請求者について平成7年7月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成7年7月から平成8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た標準報酬月額（平成7年7月から同年9月までは38万円、平成7年10月から平成8年9月までは41万円）に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の平成8年10月から平成9年4月までの期間の標準報酬月額は、上述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、請求者が所持する給料明細書によると、請求者は、平成8年10月から平成9年4月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額9万8,000円を超える標準報酬月額44万円に見合う給与（45万円）が支給され、標準報酬月額36万円に見合う厚生年金保険料（3万1,350円）が控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、請求者の所持する給料明細書において認められる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の妻は、平成8年10月から平成9年4月までの期間について、社会保険事務所に対し請求者の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出し、標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を納付した旨を認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年10月から平成9年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600353号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600210号

## 第1 結論

昭和55年11月28日から昭和56年3月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和56年6月1日から同年10月1日までの請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和57年11月1日から昭和58年2月1日までの請求期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和61年12月1日から昭和62年5月1日までの請求期間について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年11月28日から昭和56年3月1日まで  
② 昭和56年6月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和57年11月1日から昭和58年2月1日まで  
④ 昭和61年12月1日から昭和62年5月1日まで

私は、請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社、請求期間④はD社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。いずれの会社についても勤務していたことは間違いないので、調査をして請求期間を年金額に反映するように訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社の作業場の具体的な配置及び複数の同僚の名前を記憶している。

しかしながら、i) 請求者のA社における雇用保険の記録が確認できないこと、ii) 請求者が名前を挙げた同僚のうち1人は死亡しており、請求

期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないこと、iii) A社は、当時の資料を保管しておらず、請求者を記憶している従業員がいないとして、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨の回答をしていること、iv) A社が加入するE健康保険組合は、請求者に関する資料が確認できない旨回答している上、同社が加入していた厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会は、請求者の請求期間①に係る厚生年金基金の加入記録はない旨の回答をしていることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間②について、B社の元事業主及び同僚は、請求者が同社に勤務していたと思われる旨の陳述をしていることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上述の元事業主は、当時、複数の職歴のある者を採用した場合は、一定の試用期間が経過した後に雇用保険と厚生年金保険の加入手続を同時に行っていたため、雇用保険の記録が確認できなければ、厚生年金保険の加入手続を行っていない旨の陳述をしているところ、請求者のB社における雇用保険の記録は確認できない。

また、上述の元事業主は、B社はすでに解散しており、当時の資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間③について、請求者が在籍期間は3か月以内であったと主張しているC社は、当時の雇用契約書及び社会保険関係の手続書類を保管しているが、請求者に係る当該書類が確認できないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者のC社における雇用保険の記録が確認できない上、同社が加入していたF厚生年金基金は、請求者の請求期間③に係る記録はない旨回答をしている。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚は死亡しており、請求期間③当時にC社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間④について、D社から提出された賃金台帳により、請求者は、昭和61年11月17日から昭和62年3月14日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社は、請求者について、試用期間中に退職したため社会保険の加入手続を行っていない旨回答をしている。

また、上述の賃金台帳によると、請求者の厚生年金保険料は控除されて

いないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。